

福島国際研究教育機構は、福島をはじめとする東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指し、国が設立を準備

1. 立地選定に関する国の方針

- ▶ 福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日復興推進会議決定）
- ▶ 復興庁から福島県への照会（令和4年4月8日付 復本第707号 福島国際研究教育機構の施設及び仮事務所の立地について）

避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が9月までの決定を目指す

- ※4月8日付 復興庁から福島県への照会（期限：8月末）
- ◆ 本施設：「機構の施設整備に最も適する立地について、市町村からの提案・熱意等を踏まえた県の意見」
- ◆ 仮事務所：「機構が令和5年4月（予定）の設立時点で仮事務所として入居する物件について、市町村からの提案を踏まえた県の意見」

■ 立地施設

- ◆ 新規整備。敷地は10万㎡程度を想定
- ※ 基本構想の加速器・動物実験施設等を含む
- ◆ 令和4年中に主な研究機器の仕様や各室面積等を定め、令和5年度までに施設基本計画とりまとめ、敷地調査着手
- ◆ 復興庁設置期間※内に順次供用開始（可能な限り前倒し）

- ◆ 仮事務所
- ◆ 物件入居。1,000㎡程度を想定。賃貸借期間は改修から本施設完成まで
- ◆ 令和4年12月頃（見込）改修開始、令和5年2月中旬改修終了、令和5年4月仮事務所設置（職員数十名規模（業務量に応じ順次職員確保））
- ◆ 本施設整備までの間、中期計画に定める研究開発等、協議会の運営、施設整備に係る業務等を実施

■ 選定の視点

※復興庁設置法第21条：（復興庁の廃止）令和13年3月31日までに廃止

- ◆ 円滑な施設整備の観点
（法令による制約、自然災害リスク、土地の形質（拡張可能性含む）、工事の円滑な実施、土地取得のしやすさなど）
- ◆ 周辺環境等の観点
（交通アクセス、生活環境、研究開発分野における連携、福島イノベーション・コースト構想の推進、地元の受入体制、広域的な地域デザイン（他地域との連携・波及効果等）など）

- ◆ 仮事務所
- ◆ 仮事務所設置工程への対応可否
- ◆ 仮事務所の拡張可能性
- ◆ 機構職員の住居・生活環境及び通勤環境
- ◆ 仮事務所と本施設間の交通アクセス

2. 県の候補地選定

▶ 令和4年4月15日 第113回新生ふくしま復興推進本部会議・第26回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議 合同会議報告

避難地域12市町村を対象に、国の基本構想に基づく提案を依頼。現地調査、ヒアリングを実施後、8月に県が候補地を選定、国に提案



■ 調査項目

- ◆ 候補地概要（2カ所まで。選定に当たっては、将来的な充足可能性も含めて判断）
- （円滑な施設整備の観点）
- ◆ 法令による制約（都市計画法上の制約、高さ制限、その他の法令上の制約等）
- ◆ 自然災害リスク（津波、土砂災害等の危険性等）
- ◆ 土地の形質（面積、形状、土地の高低差、拡張可能性等）
- ◆ 工事の円滑な実施（避難指示の状況、接道要件、既存インフラ、土壌汚染、地中埋設物等の有無等）
- ◆ 土地取得のしやすさ（地権者数、地権者の意向（取得調整想定期間）、既存建築物等の状況等）など
- （周辺環境等の観点）
- ◆ 交通アクセス（最寄り駅、I Cからのアクセス等）
- ◆ 生活環境（生活インフラの整備状況等）
- ◆ 研究開発分野における連携（既存研究施設からのアクセス、関連企業等の取組、実証フィールドの提供等）
- ◆ 福島イノベ構想の推進（交流人口拡大の取組、地元企業の参画の取組、人材育成の取組等）
- ◆ 地元の受入体制（地元住民の理解と交流、研究者の受入体制等）
- ◆ 広域的な地域デザイン（地元の復興・まちづくり計画等との関係、他地域との連携・波及効果等）など

- ◆ 仮事務所
- ◆ 物件概要（2カ所まで）
- ◆ 交通アクセス（最寄り駅、I Cからのアクセス等）
- ◆ 生活環境（生活インフラの整備状況等）
- ◆ 支援体制（地元の受入体制、関連する研究分野への支援・連携、福島イノベ構想の取組）など

研究者が安心して研究、教育活動に打ち込める
福島イノベーション・コースト構想の効果が最大化する
候補地の選定